これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A～

みなさんは、労働法を知っていますか？
働く人を守るための法律です。

厚生労働省が作成したハンドブック「**これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A～**」では、働き始める前やアルバイトをするときに最低限、知っておいてほしいルールを紹介しています。
これらのルールを頭に入れ、働く際には働く条件をよく確認した上で働きましょう。

第1章　働き始める前に知っておきたいこと

Q1　求人内容【「求人広告」にいい条件がたくさん書いてあるけどそのまま信用して大丈夫？】
Q2　労働契約（就業規則）【面接で即採用、「給料は働きぶりを見て決める」って言われたけど、これってあり？】
Q3　内定取消【入社日の直前になって会社の業績悪化を理由に内定取消・・・これってあり？】

第2章　働くときのルール

Q4　賃金【「最初は時給800円」…これってあり？】
Q5　賃金（労働条件の変更）【不景気を理由に急に給料を下げられた…これってあり？】
Q6　賃金・労働時間【毎日遅くまで残業させられる上に残業代が全然出ない…これってあり？】
Q7　休暇・休日【「ライブに行きたいという理由で有給休暇はとれません！」…これってあり？】
Q8　両立支援・均等取扱い【「妊娠したら辞めてもらう」って言われたんだけど…これってあり？】
Q9　社会保険・労働保険【仕事中にケガ。治療費は自己負担って言われたけど、これってあり？】
Q10　就業形態による違い【働き方の違いって・・・？】
Q11　不合理な待遇差の禁止【働き方の違いによって待遇が違う？】
Q12　過労死【「過労死って何だろう…？」】

第3章　仕事を辞めさせられるとき、辞めるとき

Q13　解雇【ミスが原因で「もう明日から来なくていい」って…これってあり？】
Q14　退職【会社を辞めようとしたけど辞めさせてもらえない…これってあり？】

ハンドブックは、厚生労働省HPからダウンロードできます。
ぜひ、ご活用ください！
HPはこちら→

まんが　知って役立つ労働法　検索

栃木県

出典：厚生労働省ホームページ（一部抜粋）

栃木県の相談窓口・最低賃金

1 若者向けの相談窓口（とちぎジョブモール）

栃木県内の相談機関一覧はこちらを御覧ください。

利用料　無料
利用時間　月～金曜　8:30～17:15
　　　　　土曜　　　10:00～17:00
　　　　　※日曜、祝日、年末年始は休館
宇都宮市駅前通り　1−3−1　KDX宇都宮ビル1F
TEL　028−623−3226　FAX　028−623−3236
E−mail　tochigi−shusyoku1@sirius.ocn.ne.jp.
とちぎの就職支援サイト「WORKWORKとちぎ」
https://workwork−tochigi.jp/target/student/

2 働く人たちのための相談窓口

（令和６(2024)年３月まで）

課所名	所在地	電話
宇都宮労政事務所	宇都宮市竹林町1030-2 栃木県庁河内庁舎5階	028-626-3053
小山労政事務所	小山市犬塚3-1-1 栃木県庁小山庁舎3階	0285-22-4032
大田原労政事務所	大田原市本町2-2828-4 栃木県庁那須庁舎2階	0287-22-4158
足利労政事務所	足利市伊勢町4-19 栃木県庁足利庁舎4階	0284-41-1241

3 栃木県の最低賃金（地域別）

令和５(2023)10月１日から

１時間９５４円

最低賃金は毎年見直されます。最新の賃金額を確認しましょう！

【とちまる就活アプリ】
県内の企業や求人の情報、合同企業説明会等イベント開催など、県内での就職活動に役立つ情報を一括で収集・管理できるスマートフォン向けアプリケーションです。ぜひ、ご活用ください！

栃木県